

出原議員（自民議連）

平成27年12月11日  
教育長答弁実録  
（教育委員会）

（問） 鞆の浦の重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた支援等について

日本の誇る伝統的な建物や街並みが残る鞆の浦は、重要伝統的建造物群保存地区として、まだ選定されていない。

街並みの保存や整備とあわせて、観光振興の観点からも、早期に重要伝統的建造物群保存地区として選定される必要があり、県としても、そのために十分な支援を行うべきだと考える。

鞆の浦の重要伝統的建造物群保存地区への選定に向けた県の支援のあり方や、今後の方向性について、教育長の所見を伺う。

（答）

重要伝統的建造物群保存地区は、市町村が決定した保存地区の中から、市町村の申出に基づき、我が国にとって特に価値が高いと判断されるものを、国が選定するものでございます。

鞆の町並みは、平成10年度から、福山市が伝統的建造物の保存修理に際して所有者に補助金を交付するなど、その保存を進めており、平成20年3月に保存地区として決定しております。

また、今年度、県といたしまして、福山市が管理する「福山市鞆町歴史的町並み保存基金」に5億円拠出したところであり、この財源を活用して、福山市において伝統的建造物の保存修理に係る補助率が現行の50%から90%に引き上げられるなど、県と福山市が連携・協力しながら、鞆の町並み保存の取組を加速しているところでございます。

こうした状況の中で、鞆町の保存地区が重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けるには、保存の基本方針や整備計画などについて記載した福山市の保存計画が必要であり、教育委員会といたしましては、保存計画の策定が円滑に進むよう、文化庁と連携し、適切に支援を行ってまいります。